

2008年漁業センサス試行調査の結果について

1 実施状況

- (1) 調査期日：平成19年7月1日現在
 (2) 調査方法：自計申告調査
 (3) 調査体系

調査の種類		調査の範囲	調査の対象	調査の系統
海面 漁業 調査	漁業経営体調査 ・ 漁業経営体調査票Ⅰ (個人経営体用) ・ 漁業経営体調査票Ⅱ (会社用) ・ 漁業経営体調査票Ⅲ (漁業協同組合・ 漁業生産組合用) ・ 漁業経営体調査票Ⅳ (共同経営用)	青森県平内町 三重県鳥羽市 (一部地域を除く)	漁業経営体	農林水産省 県 市町 統計調査員
	漁業管理組織調査	青森県平内町 三重県鳥羽市	漁業管理組織	農林水産省 地方統計組織 統計調査員
	海面漁業地域調査		漁業協同組合	
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査 ・ 内水面漁業経営体調査 票Ⅰ(個人経営体用) ・ 内水面漁業経営体調査 票Ⅱ(会社・団体用)	滋賀県近江八幡市 徳島県徳島市	漁業経営体	
	内水面漁業地域調査		内水面漁業協同組合	
流通 加工 調査	魚市場調査	青森県平内町 三重県鳥羽市 滋賀県近江八幡市 (魚市場調査を除く) 徳島県徳島市	魚市場	
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査		冷凍・冷蔵工場 水産加工場	

2 回収結果

	調査客体数			回収率 (%)	補正があった項目 (%)		基本項目 の未記入 (%)	
	対象	回収	未回収		調査員段 階	市町・セ ンター段 階		
合 計	1,670	1,563	107	93.6	6.0	2.5	5.1	
海面 漁業 調査	小 計	1,319	1,247	72	94.5	6.4	1.7	5.9
	漁業経営体調査	1,290	1,218	72	94.4	6.5	1.6	5.9
	漁業管理組織調査	27	27	—	100.0	3.0	21.2	4.0
	海面漁業地域調査	2	2	—	100.0	—	—	—
内水面 漁業 調査	小 計	257	235	22	91.4	3.6	8.3	0.1
	内水面漁業経営体 調査	245	223	22	91.0	3.7	8.5	0.1
	内水面漁業地域調 査	12	12	—	100.0	—	0.6	—
流通 加工 調査	小 計	94	81	13	86.2	1.7	3.5	3.7
	魚市場調査	12	12	—	100.0	6.3	10.4	5.6
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	82	69	13	84.1	1.2	2.8	3.6

3 調査項目の回答状況

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	市町が補正	基本項目の未記入
(7) 個人経営体					
1	世帯員の状況	81.7	7.1	2.4	8.6
2	家としての兼業種類	87.7	6.0	1.1	5.3
3	7月1日現在海上作業雇用者数	88.9	5.7	0.8	4.3
4	うち、15歳以上で30日以上作業	87.9	6.1	1.6	4.0
5	動力漁船の状況	80.6	7.7	2.4	9.3
6	営んだ漁業種類	81.5	7.3	2.8	8.1
7	漁業種類の漁業制度	67.0	9.8	13.2	10.0
8	養殖施設の状況	90.7	5.2	0.2	3.9
9	漁獲物の販売金額	81.0	7.2	4.4	7.3
(4) 会社					
1	会社の概要	81.3	—	12.5	6.3
2	7月1日現在海上作業雇用者数	87.5	—	—	12.5
3	うち、15歳以上で30日以上作業	87.5	—	4.2	4.2
4	動力漁船の状況	100.0	—	—	—
5	営んだ漁業種類	100.0	—	—	—
6	漁業種類の漁業制度	100.0	—	—	—
7	養殖施設の状況	100.0	—	—	—
8	漁獲物の販売金額	100.0	—	—	—
9	会社全体の概要	94.4	—	—	5.6
(7) 漁業協同組合・漁業生産組合					
1	7月1日現在海上作業雇用者数	100.0	—	—	—
2	うち、15歳以上で30日以上作業	100.0	—	—	—
3	動力漁船の状況	93.3	—	—	6.7
4	営んだ漁業種類	100.0	—	—	—
5	漁業種類の漁業制度	100.0	—	—	—
6	養殖施設の状況	100.0	—	—	—
7	漁獲物の販売金額	100.0	—	—	—

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	市町が補正	基本項目の未記入
(I) 共同経営					
1	7月1日現在海上作業雇用者数	38.9	—	—	61.1
2	うち、15歳以上で30日以上作業	66.7	—	—	33.3
3	動力漁船の状況	60.0	—	6.7	33.3
4	営んだ漁業種類	66.7	—	—	33.3
5	漁業種類の漁業制度	66.7	—	—	33.3
6	養殖施設の状況	66.7	—	—	33.3
7	漁獲物の販売金額	66.7	—	—	33.3

イ 漁業管理組織調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
1	漁業管理対象魚種・漁業種類	58.0	3.7	23.5	14.8
2	参加漁業経営体の状況	72.8	2.5	24.7	—
3	漁業管理の内容	74.1	3.7	22.2	—
4	漁業管理に係る調整	100.0	—	—	—

ウ 海面漁業地域調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
1	漁場環境の変化	100.0	—	—	—
2	遊漁の状況	100.0	—	—	—
3	活性化の取組	90.0	—	—	—

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
(7) 個人経営体					
1	世帯員の状況	86.7	5.9	7.4	—
2	家としての兼業種類	90.1	3.9	6.0	—
3	湖沼・養殖漁業雇用者数	88.8	3.0	8.0	—
4	営んだ漁業種類	75.2	6.8	18.0	—
5	漁獲物の販売金額	97.1	1.2	1.2	0.2
6	漁船の状況	92.9	2.1	4.9	—
7	養殖施設の状況	84.5	6.8	8.3	0.3
(4) 会社・団体					
1	湖沼・養殖漁業雇用者数	73.5	1.5	5.9	—
2	営んだ漁業種類	76.5	11.8	11.8	—
3	漁獲物の販売金額	73.5	5.9	20.6	—
4	漁船の状況	84.9	—	15.1	—
5	養殖施設の状況	83.3	6.9	7.8	2.0

イ 内水面漁業地域調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
1	組合員数	100.0	—	—	—
2	漁場環境	97.2	—	2.8	—
3	遊漁の状況	100.0	—	—	—
4	活性化の取組	100.0	—	—	—

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
1	水産物卸売・買受人業者数	62.5	16.7	20.8	—
2	水産物取扱数量・金額	81.3	3.1	7.3	8.3
3	衛生管理施設	83.3	16.7	—	—

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

単位：%

番号	主な調査項目	調査客体が適切に回答	調査員が補正	センターが補正	基本項目の未記入
1	事業種類	79.0	1.4	8.0	—
2	従業者数	99.5	0.5	—	—
3	冷蔵能力	86.2	0.7	3.6	8.7
4	水産加工品生産量	81.9	3.6	4.3	10.1
5	販売金額	91.3	—	—	8.7
6	原材料の仕入状況	89.9	2.9	3.6	3.6
7	製造工程管理	93.4	0.7	2.9	2.2

4 調査員の評価

	項目の多さ	見やすさ	わかりやすさ	必要な時間
	1 (悪い) ~ 5 (良い)			
合 計	3.2	3.0	2.5	3.0
海 面 漁 業 調 査	3.1	2.7	2.4	2.6
漁業経営体調査	3.0	2.8	2.3	2.8
漁業管理組織調査	3.2	3.2	2.9	3.1
海面漁業地域調査	3.0	2.0	2.0	2.0
内 水 面 漁 業 調 査	3.0	3.0	2.0	3.1
内水面漁業経営体調査	3.1	2.9	2.0	3.1
内水面漁業地域調査	3.0	3.0	2.0	3.0
流 通 加 工 調 査	3.4	3.3	3.0	3.2
魚市場調査	3.5	3.4	3.0	3.3
冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	3.3	3.2	2.9	3.2

5 主な意見と対応（案）

主な意見	対応（案）
<p>(1) 調査方法</p> <p>調査客体の高齢化により完全な自計申告調査は困難な状況であり、代筆や聞き取りの等の対応が必要。（県、農政事務所、統計・情報センター、調査員）</p> <p>調査客体は自計申告に慣れておらず、調査票の記入を面倒で負担と感じる傾向が強い。面接聞き取り調査の方が確実であり、調査員の負担も軽減できる。（県、市町、調査員）</p> <p>面接聞き取りから自計申告への調査方法の全面的な移行は先送りするか、また、面接聞き取りができるような余地を残すべき。（県、統計・情報センター）</p> <p>水産関係の精通者を調査員に任命するなど関係機関との連携が重要。（統計・情報センター）</p>	<p>自計申告調査を基本としつつも、調査客体の了解を得られた場合には、面接聞き取りの方法により行う。</p> <p>（資料2参照）</p>
<p>調査客体からの封入提出が特定の調査員に集中する傾向があったため、統一した指示が必要。また、調査員による調査票の審査が行えなくなるため、調査項目にシールを貼るなどの対応も必要。（県、農政事務所）</p>	<p>調査票の封入提出についての統一的な扱い及び目隠しシールの対応について検討。</p>
<p>(2) 調査票</p> <p>設問の流れがスムーズでない箇所があるので、工夫すべき。（県、市町、統計・情報センター）</p> <p>全国漁業種類番号を別ページで参照しなければならないなど、記入に際しての客体の負担を軽減すべき。（県、市町、調査員）</p> <p>2003年調査より見やすく、記入しやすくなっているが、漁船のトン数、漁業種類、養殖施設等の項目は分かりにくく未記入があった。（調査員）</p>	<p>分かりやすく、記入しやすい調査票となるよう改善する。</p>
<p>(3) 調査員</p> <p>漁業協同組合の関与が不可欠であるため、農林水産省から関係団体に協力要請をしてほしい。（県）</p>	<p>調査員の確保に向けて、関係団体に対し協力要請を行う。</p>
<p>(4) 広報</p> <p>漁業センサスそのもののPRや利活用状況などを市町村広報に掲載してもらうなど、積極的に広報活動を行うべき。（市町、農政事務所）</p>	<p>漁業関係団体はもとより、市町村関係団体に対しても広報の協力要請を行う。</p>